

琉球大学熱帯生物圏研究センター使用規程

平成6年9月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学熱帯生物圏研究センター規則第11条の規定に基づき、琉球大学熱帯生物圏研究センター（以下「センター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用資格)

第2条 センターを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 熱帯生物圏における生物及び環境に関する研究に従事する者
- (2) センターを使用して実施される実習及び研修等を受講する者
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(使用の手続)

第3条 センターを使用しようとする者は、使用申請書（様式第1号）及び実験所ごとに定める必要書類を使用開始予定日の2週間前（学生の実習にあつては1月前）までにセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項により許可したときは、使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 使用申請者は、申請後又は許可後において、日程変更等が生じた場合は、速やかにセンター長に届出て許可を受けなければならない。ただし、使用取消しの場合は、原則として使用開始予定日の3日前までに届出なければならない。

(使用者の義務)

第4条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、別に定める使用心得を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

- 2 使用者は、その責に帰すべき事由により建物又は設備備品等を破損し、又は紛失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(実験器具等)

第5条 使用者の使用する実験器具及び薬品等については、センターが常備供用するものを除き、原則として使用者が持参するものとする。

(使用許可の取消し等)

第6条 センター長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可を取消し又は変更することができる。

- (1) 使用の事実が使用許可書の記載内容と相違するとき。

- (2) 別に定める使用心得を遵守しないとき。
 - (3) センター長が、センターの運営上取消し又は変更が必要と認めたとき。
 - (4) 所定の使用料を納付しないとき。
- 2 前項の使用許可の取消し又は変更による損害については、センター長は、その責を負わないものとする。

(使用料等)

第7条 使用の許可を受けた者は、別に定める使用料その他諸経費を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料等は還付しない。ただし、第3条第3項の規定により日程変更等をした場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(研究成果の公表等)

第8条 センターで行った調査・研究結果を発表する場合は、センターで行ったものであることを明記し、別刷1部をセンターに寄贈するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの使用に関し、必要な事項は、センター協議委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年9月26日から施行する。

様式第 1 号

琉球大学熱帯生物圏研究センター 瀬底実験所 西表実験所 使用申請書

平成 年 月 日

琉球大学熱帯生物圏研究センター長 殿

申請者

所 属

氏 名

印

住 所

電話番号

指導教官（申請者が学生の場合に限る。）

所 属

氏 名

印

住 所

電話番号

下記のとおり使用したいので許可願います。なお、使用の際は貴センターの規程及び指示を固く守ります。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間 自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日 (日間)
- 3 使用者内訳 (申請者を含む全員)

氏 名	性 別	所 属 ・ 官 職	住 所 ・ 電 話
	男・女		

* 使用希望の実験所を で囲んで下さい。

様式第2号

琉球大学熱帯生物圏研究センター 瀬底実験所 西表実験所 使用許可書

平成 年 月 日

殿

琉球大学熱帯生物圏研究センター長

下記のとおり使用することを許可します。

記

- 1 使用目的

- 2 使用期間 自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日 (日間)

- 3 使用人員 教官 (研究者) 人
学生 人
その他 人 合計 人

この許可書は、熱帯生物圏研究センター 瀬底実験所 西表実験所 へ入所する際、提示すること。